

道路占用の手引 (道路占用の許可基準)

○道路は、広く、正しく、きれいに使いましょう○

道路（上空や地下も含む。）に物件を設置する場合（道路占用という。）は、道路法の規定に基づき、道路管理者（広島市長）の許可が必要となります。また、道路に設置することができる占用物件は限定されており、この限定された占用物件でも、一定の許可基準に適合しなければ許可を受けることができません。（なお、道路占用が道路交通法の適用を受けるものであるときは、別途、所轄警察署長へ道路使用許可申請が必要となります。）

こうじよういたがこ、あしば、ぼうごようかけだし

工事用板囲い、足場、防護用掛出し

○ 工事用板囲い及び足場

1 占用の場所

- 歩車道の区別のある場合は、歩道上とし、道路境界から 1.5m の範囲内に設置すること。
- 歩車道の区別のない場合は、道路境界から 1.0m の範囲内に設置すること。ただし、交通に支障のない場合で工事の実施上やむを得ないと認められるときは、道路境界から 1.5m の範囲内に設置することができる。

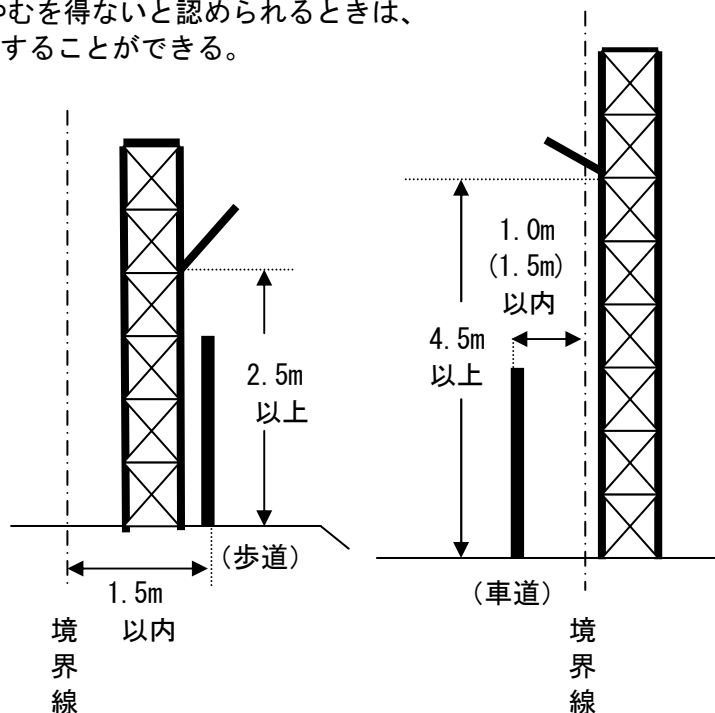
2 占用物件の構造

足場については、前面に落下物を防止するためのシート、金網等の防護施設を設けるものとする。

○ 防護用掛出し

占用の場所

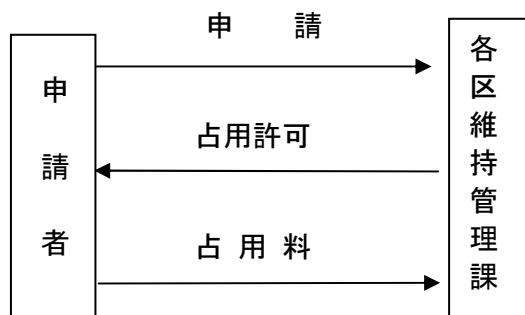
- 歩車道の区別のある場合は、歩道上とし、路面から 2.5m 以上の高さに設置すること。
- 歩車道の区別のない場合は、路面から 4.5m 以上の高さに設置すること。



◆ 占用の手続き

占用許可申請に必要な書類

- 申請書
- 添付図面
付近見取図
平面図
断面図 等



◆ 申請及び問い合わせ先

中区維持管理課	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号	Tel (082) 504-2576 (直通)
東区維持管理課	〒732-8510	東区東蟹屋町 9 番 38 号	Tel (082) 568-7739 (直通)
南区維持管理課	〒734-8522	南区皆実町一丁目 5 番 44 号	Tel (082) 250-8956 (直通)
西区維持管理課	〒733-8530	西区福島町二丁目 2 番 1 号	Tel (082) 532-0946 (直通)
安佐南区維持管理課	〒731-0193	安佐南区古市一丁目 33 番 14 号	Tel (082) 831-4957 (直通)
安佐北区維持管理課	〒731-0292	安佐北区可部四丁目 13 番 13 号	Tel (082) 819-3941 (直通)
安芸区維持管理課	〒736-8501	安芸区船越南三丁目 4 番 36 号	Tel (082) 821-4921 (直通)
佐伯区維持管理課	〒731-5195	佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号	Tel (082) 943-9737 (直通)